

## 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会職員セクシュアル・ハラスメント防止規程

平成 15 年 4 月 1 日施行  
平成 21 年 5 月 11 日一部改正

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、良好な職場環境の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
- (2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。

(所属長の責務)

**第 3 条** 所属長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(職員の責務)

**第 4 条** 職員は、次条の指針に定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- 2 職員を監督する地位にある者は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員に対する指針)

**第5条** 事務局長は、セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。

(研修等)

**第6条** 事務局長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

(苦情相談への対応)

**第7条** 常務理事は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、男女それぞれ1名の苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受けるのに必要な体制を整備するものとする。（相談員は常務理事が指名する。）

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、事務局長が苦情相談への対応について定める要領に十分留意しなければならない。

(苦情処理委員会の設置)

**第8条** セクハラに関する苦情相談に適切かつ効果的に対応するため苦情処理委員会を設置する。

2 委員会は各課長で構成する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年5月11日から施行する。